

○世羅町建設工事等請負業者指名除外基準要綱

平成16年10月1日告示第104号

改正

平成21年2月17日告示第24号

平成23年3月16日告示第53号

平成23年5月25日告示第177号

平成24年5月25日告示第127号

平成25年9月11日告示第220号

平成26年7月22日告示第173号

平成29年2月21日告示第19号

令和2年3月31日告示第111号

世羅町建設工事等請負業者指名除外基準要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、世羅町競争入札に参加する者に必要な資格及び審査の申請手続きに関する規程（平成16年10月1日告示第100号）第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、競争入札及び随意契約の相手方となるため、町長の資格の認定を受けた者（以下「資格者」という。）の指名除外に関し必要な事項を定めるものとする。

(指名除外)

第2条 町長は、資格者が別表各号の措置要件のいずれかに該当するときは、その資格者を指名除外するものとする。

2 契約担当職員（世羅町財務規則（平成16年世羅町規則第38号）第2条第7号の契約担当職員をいう。）並びに公営企業の管理者及びその委任を受けた職員（以下「契約担当職員等」と総称する。）は、請負契約のための指名競争入札において、指名除外の期間中の資格者を指名してはならない。開札前において、現に指名している資格者を町長が指名除外したときは、当該資格者の指名を取消すものとする。

(指名除外の期間)

第3条 指名除外（別表第18号の措置要件に係るものを除く。以下この項及び次の2項において同じ。）の期間は、それぞれの事案の情状に応じ

て、別表各号（別表第18号を除く。以下この条において同じ。）及び次の各項の規定に従って、36か月以内の範囲で町長が定める。

2 資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、それぞれの措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。

3 資格者が次のいずれかに該当する場合における指名除外の期間の短期は、別表各号に定める短期の2倍（前回の指名除外の期間が1月に満たないときは1.5倍）の期間とする。

(1) 指名除外の期間中又は期間満了後1年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。

(2) 別表第2号の1、第2号の2又は第12号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間に、同表第2号の1、第2号の2又は第12号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。

(3) 別表第9号の措置要件に係る指名除外の期間の満了後5年を経過するまでの間に、同号の措置要件に該当する原因となる行為があったとき。

4 指名除外の期間中に別表各号の措置要件に該当することとなったときは、新たに該当する措置要件について指名除外すべき期間から現に行っている指名除外期間との重複期間の2分の1の日数を控除した期間を加算する。

5 町長は、資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号並びに第2項及び第3項に規定による短期未満の指名除外の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

6 町長は、別表第2号の1、第2号の2、第12号又は第19号に該当することとなった資格者が、世羅町談合情報対応要綱（平成16年10月1日訓令第44号）に基づく事情聴取において談合等の事実を申告していた場合は、別表第2号の1、第2号の2、第12号又は第19号の規定にかかわらず、指名除外の期間を短縮することができる。

7 町長は、資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大

な結果を生じさせたため、別表各号の長期を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、指名除外の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

8 町長は、指名除外の期間中の資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

(下請人及び共同企業体等に関する指名除外)

第4条 町長は、第2条の規定により指名除外をする場合において、その指名除外の事由について責めを負うべき資格者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名除外の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人もあわせて指名除外するものとする。

2 町長は、特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）若しくは共同企業体の構成員について指名除外をするときは、当該共同企業体の構成員（明らかに当該指名除外について責めを負わないと認められる者を除く。）又は当該共同企業体もあわせて指名除外するものとする。

3 町長は、指名除外を行うべき資格者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理者として使用している資格者があるときは、その使用している資格者も、あわせて指名除外するものとする。

(指名除外の解除)

第5条 町長は、指名除外の期間中の資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、その資格者の指名除外を解除するものとする。

(指名除外事案等の発生報告)

第6条 工事、物品調達及び委託・役務業務を主管する課長は、資格者が別表各号に定める措置要件に該当すると認めたときは、遅滞なく、様式第1号により町長に報告するものとする。

(処理の決定)

第7条 町長は、指名除外又はその期間の変更若しくはその解除（以下「指名除外等」という。）を行うときは、次の各号に掲げる事項について世

羅町建設工事等指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の意見を聴くものとする。ただし、本要綱及びあらかじめ選定委員会で定めた基準に基づいて指名除外等を行う場合並びに別表第18号の措置要件に基づく指名除外を行う場合及び入札参加資格の再認定に伴いこれを解除する場合については、この限りでない。この場合においては、その直後に開催される選定委員会の会議で、行った指名除外等の概要を報告するものとする。

(1) 指名除外をしようとする場合は、その可否及び期間

(2) 指名除外の期間を変更しようとする場合は、その可否及び変更後の期間

(3) 指名除外を解除しようとする場合は、その可否
(指名除外等の決定通知)

第8条 町長は、指名除外をしたときは、遅滞なく当該資格者に対して、指名除外する場合には指名除外通知書（様式第2号）により、指名除外の期間を変更する場合には指名除外変更通知書（様式第3号）により、指名除外を解除する場合には指名除外解除通知書（様式第4号）によりそれぞれ通知するものとする。

2 町長は、当該資格者に対し前項の通知をする場合において、その指名除外の理由が町発注の工事、物品調達及び委託・役務業務に係るものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

（一般競争入札の参加の制限）

第9条 契約担当職員等は、一般競争入札を行うときは、当該入札の公告日から開札日までの間のいずれかの日においても指名除外を受けていないことを当該入札に参加するための要件としなければならない。入札前において、現に当該入札に参加する資格があると確認している資格者を町長が指名除外したときは、当該資格者に係る当該入札に参加する資格の確認を取り消すものとする。なお、電子入札の場合において、既に入札を行った資格者が開札日までに指名除外を受けたときは、当該資格者の入札は無効とする。

（随意契約の相手方の制限）

第10条 契約担当職員等は、指名除外の期間中の資格者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、契約を履行できると認められる者が1者のみでその者と直ちに契約を締結する必要がある場合等においては、選定委員会の審査手続を経て随意契約の相手方とすることができる。

(下請等の禁止)

第11条 契約担当職員等は、指名除外の期間中の資格者が下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名除外の公表)

第12条 町長は、指名除外をしたときは、対象となった資格者の商号又は名称、指名除外期間及び指名除外理由等を公表するものとする。なお、公表の期間は、指名除外期間とする。

(指名除外の引継)

第13条 指名除外の期間中に当該指名除外措置を受けた資格者が第三者の資格者等と会社合併した場合又は営業譲渡等により第三者の資格者等に営業が受け継がれた場合は、当該指名除外措置を受けた資格者に係る指名除外措置の期間及び第9条から第11条の規定は、営業を受け継いだ第三者の資格者等に継承させるものとする。

(苦情申立て)

第14条 第2条の規定による指名除外を受けた者は、当該措置の期間内に、苦情申立書(様式第5号)により町長に苦情を申立てることができる。

2 町長は、苦情の申立てがあった場合は、当該申立てを受理した日の翌日から起算して10日(世羅町の休日を定める条例(平成16年世羅町条例第3号)第1条に規定する町の休日を除く。)以内に苦情申立回答書(様式第6号)により回答するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 町長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、却下通知書(様式第7号)により申立てを却下することができるものとする。

4 町長は、第2項の規定による回答をした場合は、苦情申立書及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

5 町長は、第2条の規定による指名除外を行う場合には、当該措置につき苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度選定委員会の意見を聴いて、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月17日告示第24号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月16日告示第53号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年5月25日告示第177号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年5月25日告示第127号)

この告示は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月11日告示第220号)

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月22日告示第173号)

この告示は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月21日告示第19号)

この告示は、平成29年3月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第111号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第4条、第5条関係)

措置要件	期間
1 (故意による粗雑工事及び履行) 町発注の工事の施工、物品調達及び委託・役務業務の履行に当たり、故意に工事及び履行を粗雑にし、又は設計書及び仕様	認定をした日から2か月以上24か月以内

<p>書に定められた品質若しくは数量に関し不正な行為をしたと認められるとき。</p>	
<p>(入札妨害)</p> <p>2の1 次の(1)又は(2)に該当するとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあって、町の入札・契約に関するとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(談合)</p> <p>2の2 次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあって、町の入札に関するとき。</p> <p>(3) (2)の場合にあって、世羅町談合情報対応要綱(平成16年世羅町訓令第44号)に基づいて談合の事実はないとの誓約書を提出したにもかかわらず、(1)に掲げる者が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(契約妨害)</p> <p>3 町発注の工事、物品調達及び委託・役務業務について、落札者が契約を締結するこ</p>	<p>認定をした日から12か月</p>

<p>と又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>	
<p>(監督・検査妨害)</p> <p>4 町発注の工事、物品調達及び委託・役務業務の監督又は検査の実施に当たり、その監督又は検査を行う者の職務の執行を妨げたと認められるとき。</p>	<p>認定をした日から6か月以上12か月以内</p>
<p>(虚偽記載)</p> <p>5 町の入札において、入札参加希望書その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から2か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事及び履行)</p> <p>6 次の(1)から(3)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 町発注の工事の施工、物品調達及び委託・役務業務の履行に当たり、過失により工事及び履行を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(2) 最終契約額500万円以上の町発注工事において工事成績が著しく不良であると認められるとき。</p> <p>(3) 町発注の工事以外の施工、物品調達及び委託・役務業務以外の履行に当たり、過失により工事及び履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上12か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p>	

<p>7 他の号に掲げる場合のほか、町発注の工 事の施工、物品調達及び委託・役務業務の 履行に当たり、契約に違反し、工事、物品 調達及び委託・役務業務の契約の相手方と して不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1か月 以上12か月以内</p>
<p>(公衆損害及び関係者事故)</p> <p>8 安全管理の措置が不相当であったため、 次の(1)から(4)のいずれかに該当するこ ととなったとき。</p> <p>(1) 町発注の工事の施工、物品調達及び 委託・役務業務の履行に当たり、公衆に 死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は 損害を与えたと認められるとき。</p> <p>(2) 町発注以外における工事の施工、物 品調達及び委託・役務業務の履行に当た り、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じ させ、又は損害を与えた場合において、 当該事故が重大であると認められると き。</p> <p>(3) 町発注の工事の施工、物品調達及び 委託・役務業務の履行に当たり、工事関 係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと 認められるとき。</p> <p>(4) 町発注以外における工事の施工、物 品調達及び委託・役務業務の履行に当た り、関係者に死亡又は負傷者を生じさせ た場合において、当該事故が重大である と認められるとき。</p>	<p>認定をした日から</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>1か月以上4か月以内</p> <p>2週間以上2か月以内</p>
<p>(贈賄)</p>	

<p>9 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するとき。</p>	
<p>(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が本町の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 資格者である個人又は資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p>	<p>8か月以上36か月以内</p>
<p>イ 資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事、物品調達及び委託・役務業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員以外の者（以下「一般役員等」という。）</p>	<p>6か月以上27か月以内</p>
<p>ウ 資格業者の使用人で一般役員等以外の者（以下本号において「使用人」という。）</p>	<p>4か月以上18か月以内</p>
<p>(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、広島県の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>
<p>ア 代表役員等</p>	<p>3か月以上9か月以内</p>
<p>イ 一般役員等</p>	<p>2か月以上6か月以内</p>
<p>ウ 使用人</p>	<p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(3) 次のア、イ又はウに掲げる者が、広島県以外の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人</p>	<p>2 か月以上 6 か月以内 1 か月以上 3 か月以内 1 か月以上 2 か月以内</p>
<p>(契約不成立) 10 町の入札において落札者となりながら、契約を締結しなかったとき。</p>	<p>認定をした日から 3 か月以上 9 か月以内</p>
<p>(暴力的不法行為等) 11 次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき。 (1) 代表役員等若しくは一般役員等が集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織(以下「暴力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められるとき。 (2) 代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。 (3) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与し</p>	<p>認定をした日から 12か月以上36か月以内 10か月以上30か月以内 8か月以上24か月以内</p>

<p>ていると認められるとき。</p> <p>(4) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>(5) 代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与しているとき、若しくは(4)に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしているとき。</p> <p>(6) 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が、業務に関し暴力行為を行ったとき。</p>	<p>8か月以上24か月以内</p> <p>6か月以上18か月以内</p> <p>1か月以上18か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>12 次の(1)から(6)のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(2) (1)の場合にあって、町発注の工事、物品調達及び委託・役務業務に関するとき。</p> <p>(3) (2)の場合にあって、世羅町談合情報対応要綱に基づいて独占禁止法違反の</p>	<p>認定をした日から</p> <p>4か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>

<p>事実がないとの誓約書を提出しているとき。</p> <p>(4) (1)の場合にあって、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p> <p>(5) (4)の場合にあって、町発注の工事、物品調達及び委託・役務業務に関するとき。</p> <p>(6) (5)の場合にあって、世羅町談合情報対応要綱に基づいて独占禁止法違反の事実がないとの誓約書を提出したにもかかわらず、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反する事実があったとして、公正取引委員会が刑事告発を行ったとき。</p>	<p>6か月以上24か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p> <p>12か月以上36か月以内</p>
<p>(業務に関する法令違反)</p> <p>13 他の号に掲げる場合のほか、業務に関し法令に違反し、資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(指示又は営業停止)</p> <p>14 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第1項若しくは第2項の規定に基づく指示又は同条第3項及びその他の法律の規定に基づく営業停止の処分を受けたとき。</p>	<p>指示又は処分の事実を知った日から1か月以上12か月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 全各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事、物品調達及び委託・役務業務の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1か月以上9か月以内</p>

<p>(私的行為による法令違反)</p> <p>16 全各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事、物品調達又は委託・役務業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
<p>(代理人等の禁止)</p> <p>17 この要綱に基づく指名除外期間中の者を、契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用し、又は入札代理人として使用したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1か月以上6か月以内</p>
<p>(営業不振)</p> <p>18 営業不振のため、不渡手形を発行する等経営状態が著しく悪化していると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から別に通知する日まで</p>
<p>(談合関連行為)</p> <p>19 偽計又は威力を用いて、一般競争入札又は指名競争入札の公正を害するおそれのある行為をし、工事、物品調達又は委託・役務業務の契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1か月以上12か月以内</p>
<p>(談合調査に対する虚偽報告)</p> <p>20 世羅町談合情報対応要綱に基づく事情聴取において、事実と反する説明を行い、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から3か月以上9か月以内</p>
<p>(外部からの働きかけ等)</p>	

<p>21 資格者である個人又は資格者の役員若しくは使用人が当町の職員に対して不当な働きかけ等を行い、契約の相手方として不当であると認められるとき。</p>	<p>認定をした日から1か月以上9か月以内</p>
--	---------------------------

備考 この表の第11号から第13号まで及び第15号において「業務」とは当該資格者が営業として行うすべての業務（管理的業務を含む。）をいう。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

世羅町長 様

主管課長

指名除外事案等発生報告書

商号又は名称	
代表者氏名	
許可番号	
許可年月日	
営業所所在地	
関係工事（業務）名	
工事（業務）場所	
発生時期	
発生場所	
(内容)	

様

世羅町長

印

指 名 除 外 通 知 書

貴社を次に掲げる理由により、世羅町が発注する競争入札及び随意契約の相手方の選定の対象から除外します。

なお、指名除外期間中は、世羅町が発注する工事、物品調達及び委託・役務業務について随意契約の相手方になること、下請けすること又は受託することもできません。

1 指名除外期間

年 月 日から
年 月 日まで

2 理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

世羅町長

印

指 名 除 外 変 更 通 知 書

年 月 日付けで通知した指名除外については、次のとおり変更したので通知します。

変更前の指名除外期間 年 月 日まで

変更後の指名除外期間 年 月 日まで

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

様

世羅町長

印

指 名 除 外 解 除 通 知 書

年 月 日付けで通知した指名除外については、解除したので通知します。

様式第5号（第14条関係）

苦情申立書

年 月 日

世羅町長 様

住所

氏名

印

指名除外通知日	
指名除外期間	
申立事項	
申立の根拠	

様式第6号（第14条関係）

苦情申立回答書

年 月 日

様

世羅町長

印

年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおりです。

指名除外通知日	
指名除外期間	
申立事項への回答	

様式第7号（第14条関係）

却下通知書

年 月 日

様

世羅町長

印

年 月 日付けで申立てのあったこのことについては、次のとおり却下します。

指名除外通知日	
指名除外期間	
却下理由	